

# 小笠原村地球温暖化対策実行計画

## (事務事業編)

令和元年 8 月  
小笠原村

# 目 次

1. 背景	1
2. 基本的事項	2
3. 温室効果ガスの排出状況	4
4. 温室効果ガスの削減目標	5
5. 目標達成に向けた取組	6
6. 本計画の推進体制と進捗の点検・評価手法	9

## 1. 背景

地球温暖化は、人間活動によって大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象で、地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められている。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランスのパリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択された。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築された。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められた。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられている。また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を、2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられた。

小笠原村では、平成20年度に、「小笠原村地球温暖化防止実行計画」を策定し、照明器具や空調機器等の運用に際して職員への注意喚起を行い、節電の取組を実施するなど様々な取組を実施してきた。また、2013年度には「小笠原村エネルギービジョン」を策定し、防災対策の強化や世界自然遺産の島にふさわしいエネルギー利用、エネルギーの自立を基本方針とし、村有施設に関する具体的事業として防災拠点への太陽光発電設備の導入を進めてきた。

今般、国内外の状況の変化を踏まえ、さらなる庁内の事務事業に係る温室効果ガス総排出量の削減を図り、地球温暖化対策に関して自ら率先的な取組を行うことにより、村内の事業者・住民の模範となることを目指し、「小笠原村地球温暖化防止実行計画」を改定し、「小笠原村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定することとした。

## 2. 基本的事項

### 2-1. 目的

小笠原村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、小笠原村役場において実施している事務及び事業に関し、排出される温室効果ガスの把握及び排出抑制を目的として策定する。

### 2-2. 本計画の対象とする範囲

本計画の対象とする範囲は、小笠原村役場のすべての事務・事業とする。（参考資料参照）

### 2-3. 本計画の対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）とする。

### 2-4. 本計画の計画期間

本計画は、2016年度を基準年度とし、2019年度から2030年度までの12年間を計画期間とする。なお、取組の実施状況や地球温暖化対策に関する社会動向の変化、村の状況等を踏まえ、概ね5年に1度計画を見直し、必要に応じて改定を行うこととする。

なお、国の地球温暖化対策計画では2013年度を基準年度としているが、本村が所有している温室効果ガス排出量のデータは、2013年度のデータよりも2016年度のデータの方がより精度の高いため、今後の進捗管理も踏まえ、本計画の基準年度を2016年度とする。

年度	2016	…	2019	…	2022	…	2030	
期間中の事項	基準年度		計画開始		計画見直し		目標年度	
計画期間								

図2-1 計画期間のイメージ

## 2-5. 本計画と関連計画等の位置づけ

本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に規定する「地方公共団体実行計画」として策定され、国の地球温暖化対策計画に即しつつ、本村の「第4次小笠原村総合計画」、「小笠原村エネルギービジョン」、「小笠原村 公共施設等総合管理計画」等の関連計画との整合、連携などに配慮しながら、行政の事務及び事業より排出される温室効果ガスの把握及び排出抑制を推進していきます。

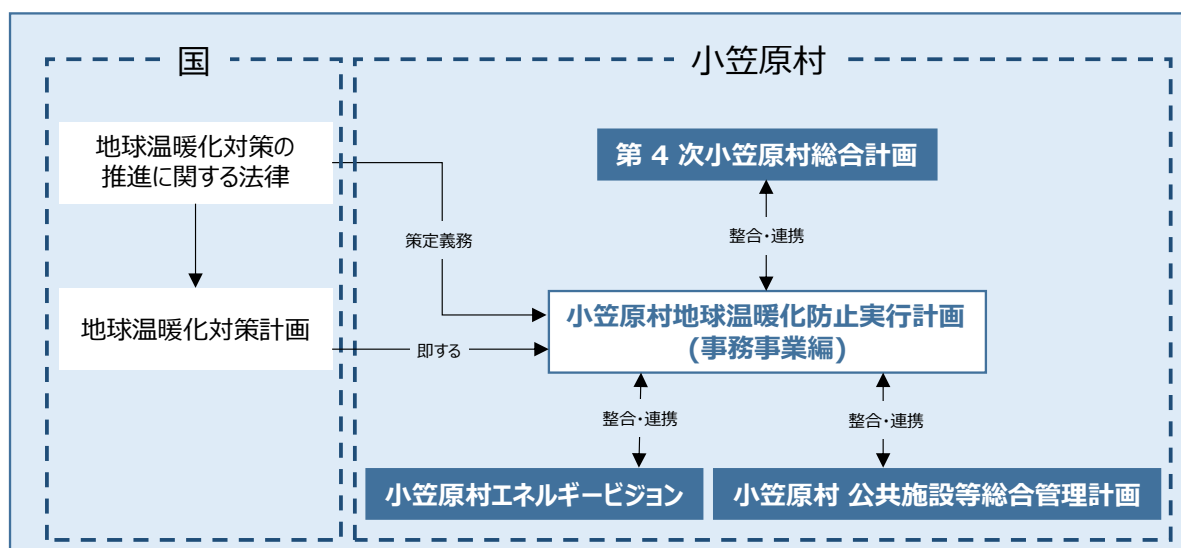


図 2-2 本計画と関連計画の位置づけ

### 3. 温室効果ガスの排出状況

小笠原村役場の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2016年度において、2,038.6[t-CO<sub>2</sub>]となっている（温室効果ガス排出量を算定した施設は参考資料参照）。

活動の区別では、購入電気の使用が69%と最も多くを占め、次いで、一般廃棄物の焼却が20%、燃料の使用が11%となっている。

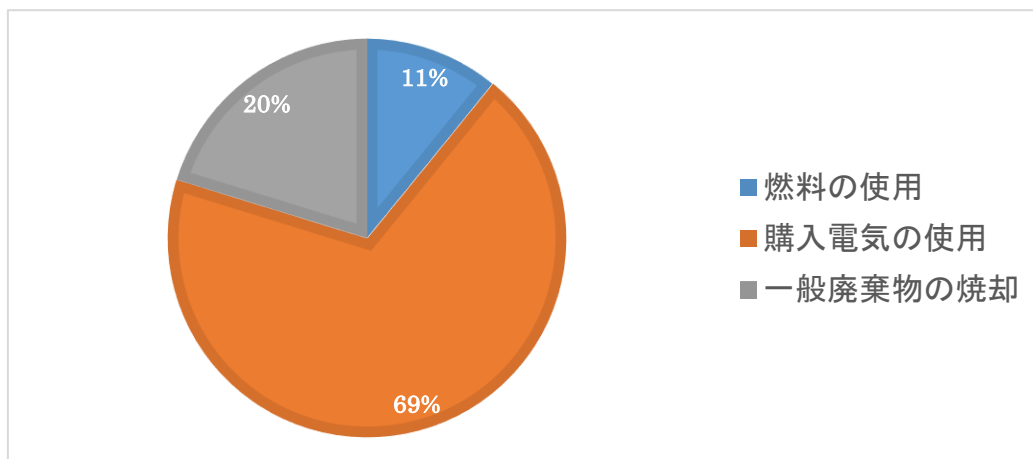


図 3-1 活動の区別排出状況

本計画の対象範囲となる施設のうち、電気使用量の大きい施設（年間100,000kWh以上）における2016年度の温室効果ガス排出量は表3-1のとおりであり、温室効果ガス総排出量の71%を占めている。

表 3-1 主な施設の温室効果ガス排出量

施設名	排出量[t-CO <sub>2</sub> ]
①小笠原村診療所 小笠原村立有料老人ホーム太陽の郷	215.9
②父島クリーンセンター	674.8
③小笠原村父島地域し尿処理場	117.8
④小笠原村地域福祉センター	97.4
⑤扇浦浄水場	77.0
⑥小笠原村情報センター	71.2
⑦小笠原村役場本庁舎	68.5
⑧小笠原村立小笠原小学校 小笠原村立小笠原中学校	65.4
⑨小笠原村立母島小学校 小笠原村立母島中学校	59.5
合計	1,447.5

注) 父島クリーンセンターは一般廃棄物の焼却等が含まれている

#### 4. 温室効果ガスの削減目標

国の地球温暖化対策計画に記載されている「日本約束草案」に基づいた中期目標（我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を、2030年度に2013年度比で26.0%減）を踏まえ、本村の事務事業に伴い排出される温室効果ガス総排出量を、目標年度（2030年度）までに基準年度（2016年度）比で、26%削減することを目標とする。

表4-1 温室効果ガスの削減目標

	基準年度（2016年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガス排出量	2,038.6[t-CO <sub>2</sub> ]	1,508.1[t-CO <sub>2</sub> ]
削減率	—	26%

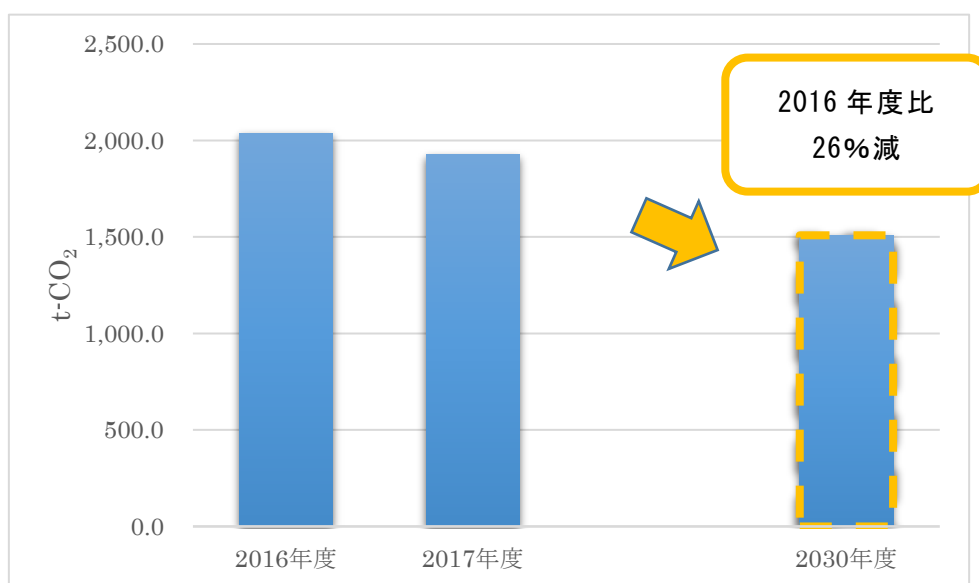


図4-1 温室効果ガスの削減目標

## 5. 目標達成に向けた取組

### 5-1. 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組む。また、特に温室効果ガス排出量が多い施設については、重点的に対策を実施し、実施にあたっては、施設・設備の更新時期に合わせた高効率機器への更新に加え、太陽光発電を含む既存の設備の運用改善による取組も重視し、温室効果ガスの効果的な削減を図る。

### 5-2. 具体的な取組内容

#### (1) 施設設備等の運用改善と更新

##### 1) 省エネ機器への更新

高効率エアコンや高効率ボイラ照明等、エネルギー効率が高くエネルギー消費を低く抑えることができる機器をはじめ、自動調光システムや人感照明センサ等必要な時に必要最小限のエネルギーを使うように制御する機器、その他、窓からの熱の出入りを抑制し冷暖房にかかるエネルギーを抑えることができる断熱フィルムの施工等、省エネルギーのためのさまざまな設備・機器等の導入を積極的に検討し、施設・設備の更新時期を考慮しながら効果的と判断した事業から順次更新を進めることで、省エネルギー化及び温室効果ガス排出量の削減を図る。

設備・機器導入の際には、環境省の定める L2-Tech 認定製品（先進的な低炭素技術）、ASSET リスト（環境省指定先進的高効率機器一覧）等を参照し、省エネ性能・環境性能の高い設備機器・技術の導入を図る。

##### 2) 太陽光発電設備の維持管理及び新規導入

太陽光発電が導入されている施設では、十分に発電能力が発揮されるよう、定期的な保守管理体制を構築し、必要に応じてメンテナンス、設備の更新を実施することで安定した発電能力を確保する。

太陽光発電が導入されていない施設についても、施設の建替え・更新時期に合わせて、太陽光発電の導入を検討する。その際、災害時のエネルギー確保や系統安定化対策として、蓄電池を併せて導入することも検討する。

##### 3) LED 照明の導入

照明器具が旧型照明を使用している場合は、LED 照明に更新することで、照明電力量を削減する。屋外照明、街路灯についても、更新時期に合わせて LED 照明に更新する。



## (2) 日常業務における職員の取組

### 1) 省エネルギーの推進

日常業務において、省エネルギーを推進し、電気や燃料の使用量を削減するため、以下の取組を実施する。

#### ①電気使用量の削減

- ・夏季の軽装勤務を推進する。
- ・冷房は室温 27℃を超えた場合、又は不快指数 78 以上の場合のみ使用し、時間外における冷房は特別なことが無い限り運転しない。
- ・空調の吹き出し口に物を置かないようにする。
- ・空調・照明機器の定期的な清掃及び点検を実施する。
- ・施設の改修時には、複層ガラスや遮熱フィルムによる断熱効果の高い設備の取り入れを検討する。
- ・勤務時間前、昼食休憩時の消灯の徹底や廊下やトイレ、給湯室等の不要時及び不要場所の消灯に努める。
- ・時間外勤務の縮減に努め、時間外在庁時には、必要箇所のみ点灯とする。
- ・パソコンやプリンターなどのOA機器は、休憩時や未使用時の電源オフを徹底する。
- ・コピー機の使用は最小限とする。
- ・電気ポットやコーヒーメーカーの使用時間を制限し、退庁時にはコンセントからプラグを抜く。

#### ②燃料使用量の削減

- ・公用車の使用時にはアイドリングストップ等エコドライブを徹底し、走行時には不要な荷物の積載を控える。
- ・用務を調整して、公用車の共同利用、効率的利用に努める。

### 2) 省資源・ごみの減量化

日常業務において、水道使用量や用紙類を削減し、廃棄物の減量とリサイクルを推進していくため、以下の取組を実施する。

#### ①水道使用量の削減

- ・手洗い、食器洗い、公用車の洗車等における水の流しっぱなしをやめるなど、日常的に節水に努める。
- ・設備や機器を設置・更新する時は、節水コマや自動水栓等の節水型を優先的に選択する。

#### ②用紙類の削減

- ・両面コピーや両面印刷の徹底、ミスコピーの防止に努める。
- ・会議資料、報告書等は簡素化を図り、必要最小限なページ数、部数とする。
- ・プリンターやファックス、コピー機周辺に裏紙専用箱を用意し、片面使用用紙やミスコピー紙の再利用に努める。
- ・資料の回覧や共有、電子メールや庁内 LAN を活用し、用紙類の削減に努める。

### ③ 廃棄物の減量とリサイクル

- ・ 使い捨て容器等の購入、利用をできるだけ控えるとともに、簡易包装、ノーレジ袋（マイバック持参）を実践する。
- ・ 物品の使用に当たっては適切な管理や使用方法に従い、詰め替え可能な製品や必要に応じて消耗品の交換や修理により長期的な利用を図る。
- ・ リサイクルボックス等を設置して、資源ゴミの分別収集を徹底する。

### 3) グリーン購入の推進

村の業務を通じて購入される文具類・電化製品、印刷物の発注においてグリーン購入を推進していくとともに、公用車の更新時には、低燃費・低公害車の導入を推進する。

#### ① 文具類、電化製品等の購入

- ・ 購入する物品等については再生品やエコマーク製品等の環境配慮型製品を優先して購入するよう努める。
- ・ 消費電力の少ないOA機器や電化製品を購入する。

#### ② 印刷物の発注

- ・ 印刷物の作成に当たっては、再生紙使用マーク、古紙配合率、白色度等を記載するように努める。

#### ③ 低燃費、低公害車の導入

- ・ 公用車の更新、購入に当たっては、低公害・低燃費車の導入を優先する。

### 4) 公共工事に関する取組

- ・ 村の実施する公共工事では、設計から施工を通して、省エネルギー対策、温室効果ガスの排出の抑制に配慮する。
- ・ 再生資材（再生砕石類、再生アスファルト及び再生土砂等）の利用及び建築副産物（解体撤去コンクリート、撤去アスファルト及び建設発生土等）の再利用を推進する。
- ・ 支障のない限り、エネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。
- ・ 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制に配慮したものとして整備する。

### 5) 庁舎・敷地の環境美化等

- ・ 庁舎敷地内において可能な限り、緑地を確保する。
- ・ 敷地内や周辺道路等の清掃を率先して行い、地域の環境美化に努める。

## 6. 本計画の推進体制と進捗の点検・評価手法

### 6-1. 推進体制

本計画及び本計画に掲げた取組の推進・進捗管理は、以下に掲げる体制（以下「推進体制」という。）で実施する。

本計画の「管理主体」として、村長の統括のもと、副村長、教育長、各課（支所、議会事務局）長等で構成される課長会などにおいて、取組の推進の管理を行う。

また、環境課が、削減目標の達成状況及び取組状況の確認及び評価のとりまとめを行い、管理主体への報告を行うほか、毎年度の温室効果ガスの排出量の結果を公表し、各課にフィードバックを行い、本計画に掲げた取り組みを推進する。

各課室及び母島支所等は「実行主体」として、本計画の対象範囲となっている施設を対象とし、毎年の排出量及び取組の実施状況について環境課へ報告を行うとともに、削減目標の達成に向けた取組を実施する。また、環境課からのフィードバックを踏まえ、必要に応じて改善策を検討する。

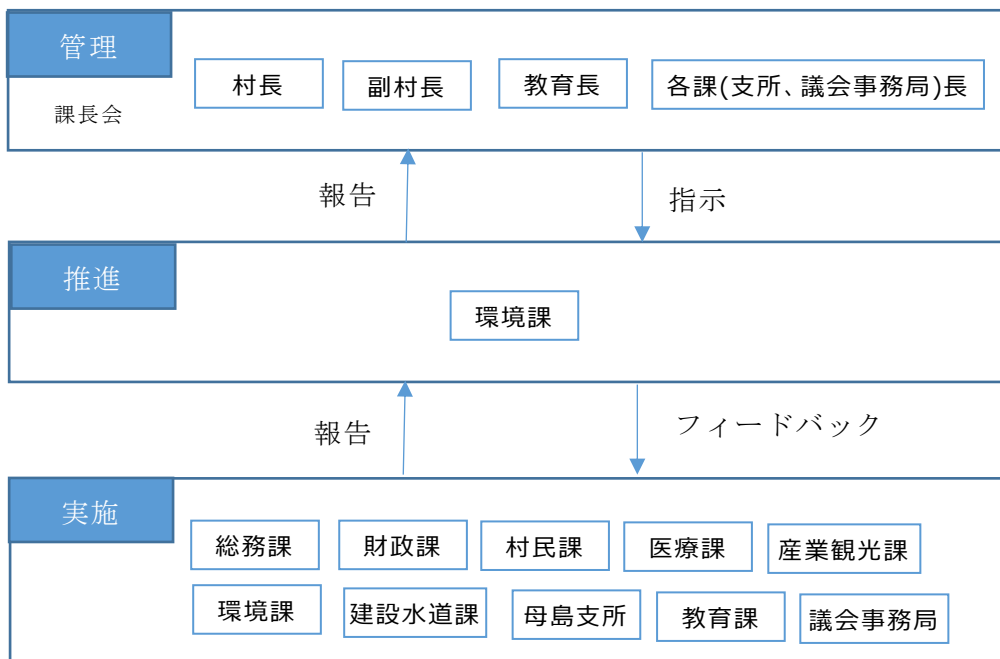


図6-1 推進体制

## 6-2. 進捗管理の仕組み

本計画を推進するには、各職場において、職員一人ひとりの取り組みが必要となる。また、取組の実効性を確保するため、進捗管理は重要な位置づけにある。

本計画は、推進体制に基づき、①計画（Plan）、②実行（Do）、③点検・評価（Check）、④見直し（Act）のPDCAサイクルの流れで進捗管理を行い、継続的改善を図ることとする。

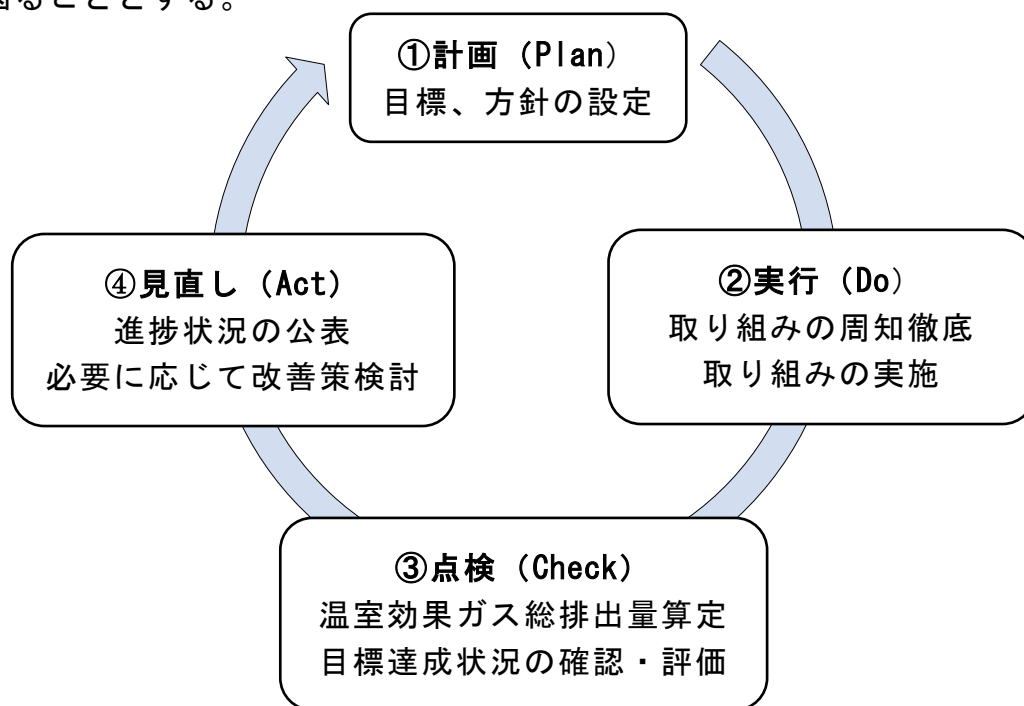


図 6-2 計画の進捗管理の仕組み（PDCA サイクル）

## 6-3. 進捗状況の公表

毎年度の温室効果ガス総排出量を、小笠原村役場のホームページ等で公表する。

## 6-4. 職員意識の啓発や関係団体への協力要請

本計画に掲げた取組を推進するためには、職員一人ひとりが地球温暖化の現状や事務事業編の内容を理解し、年度ごとの取組状況を踏まえ、必要に応じて改善策を検討し、対策・施策を立案していくことが求められる。本計画においては、事務事業編の内容、毎年の取組の実施状況、一定の効果が得られた省エネルギー対策・節電対策等について事務局から各課の職員に情報提供を行い、職員意識の啓発を図る。

また、指定管理者や管理業務を委託している事業者等に対して、温室効果ガス排出量削減への環境配慮行動に取り組むよう協力を要請する。

## 本計画の対象となる施設

本計画の対象範囲は、小笠原村が行う全ての事務事業とし、運営形態が直営以外の施設である指定管理者が管理する施設、管理業務の一部を委託している施設、第三セクターにより運営させる施設もすべて対象とする。このうち、基準年（2016）度において、温室効果ガスの排出量を算定した施設は以下のとおり。

施設名称（父島）	施設名称（母島）
小笠原村役場庁舎	小笠原村役場母島支所庁舎
防災無線	防災無線
消防車庫	消防車庫
小笠原村情報センター	母島ヘリポート管理小屋
放送受信施設	放送受信施設
小笠原村東京連絡事務所	小笠原村母島火葬場
小笠原村父島火葬場	小笠原村母島高齢者在宅サービスセンター
交流センター	母島村民会館
地域交流施設	小笠原村立母島保育園
小笠原村地域福祉センター	小笠原村母島診療所
二見台都住高齢者用団欒室	元地休憩施設
小笠原村立父島保育園	母島特産品開発普及センター
小笠原村診療所	乳房ダム
小笠原村立有料老人ホーム太陽の郷	沖村浄水場
小笠原村商工観光会館	沖村配水池
小笠原海洋センター	簡易水道井戸
亀解体場	小笠原村母島地域し尿処理場
レストハウス	ポンプ所等
便所等	母島清掃工場
村営バス営業所等	小笠原村立母島小学校
公園等	小笠原村立母島中学校
ダム	ロース記念館
扇浦浄水場等	評議平運動場
配水池	母島ゲートボール場
小笠原村父島地域し尿処理場	
ポンプ所等	
父島クリーンセンター	
倉庫等	
街路灯等	
小笠原村立小笠原小学校	
小笠原村立小笠原中学校	
奥村運動場	